

東浦町母子寡婦福祉会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子寡婦福祉会の会員間の連絡を密にし、相互の協力によって、精神的、経済的及びその他生活全般の福祉の向上に資することを目的とする母子寡婦福祉会補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町母子寡婦福祉会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、母子及び寡婦の生活安定及び福祉の増進に努め、並びに貢献する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に定める額のいずれか小さいほうの額に、愛知県母子寡婦福祉連合会負担金を合算した額を限度として予算の範囲内において定める。

(1) 97,200 円

(2) 交付対象事業費からその事業収入等を控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額

2 交付対象事業費となる経費は、前条に定める事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助金の交付対象としない。

(1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

(2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

（１）報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
（２）旅費	交通費、通行料金等
（３）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（４）役務費	通信運搬費、保険料等
（５）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（６）備品購入費	器具、機材等の購入費
（７）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの